

厚生常任委員会

令和6年12月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 真理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住民生活部次長	北 典子
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	明石 将樹
子育て支援課長	佐谷 容子	健康対策課長補佐	徳田 貴世
国保医療課長	猪川 恭弘	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	土谷 純	住 民 課 長	峯川 敏明

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 横田委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、宮崎委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長

おはようございます。

それでは、議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支
援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正では、保育サービスを利用する多子世帯の子育て支援のさらなる充実をはかるため、同時在園の第2子の保育料を無償化します。また、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を国基準の保育料の80パーセントの額とするため、本条例において所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、（1）同時在園の第2子の保育料の無償化としまして、2人目以上の小学校就学前児童が施設を利用する場合の保育料の軽減措置を拡充し、同時在園の第2子の保育料を現行の4分の1から無償に改正します。

次に（2）といたしまして、階層区分第8階層における3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするものです。

施行期日であります。令和7年4月1日から施行いたします。

また、改正後の規定は、令和7年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることとします。

以上、議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 この第8階層って、所得にしたら年間の所得にしたらどれぐらいの人やねんやろ。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 第8階層の所得についてのご質問にお答えいたします。世帯の就業状況によっても異なりますが、年収およそ1,130万円の家庭とされております。以上です。

議 長	この第8階層に値する世帯って斑鳩町で何件ぐらいありますねんやろ。
子育て支援課長	第8階層の保育料変更に影響のある人数についてご回答させていただきます。現在の時点で、2人となっております。
委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
委員長	これをもって、質疑を終結します。 お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって、議案第52号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。 次に、(2) 議案第53号 令和2年度マスクの取得について(追認)を議題とします。 理事者の説明を求めます。 北住民生活部次長。
住民生活部次長	それでは、議案第53号 令和2年度マスクの取得について(追認)について、ご説明させていただきます。 はじめに、議案書を朗読いたします。
	(議案書朗読)
住民生活部次長	本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、町民に対して配布したマスクについては、議会の議決を経て取得すべきところを、議会の議決を経ずに取得していたため、追認の議決をお願いするものでありま

す。

それでは、本資料の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 件名についてであります、令和2年度使い捨てマスク購入となります。

次に、2. 名称及び数量についてであります、使い捨てマスク60万枚となります。

次に、3. 契約方法についてであります、随意契約となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町民にマスクを配布する必要が生じたため、緊急に大量のマスク調達が可能であったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、競争入札に適さないものに該当するものとして、随意契約を締結したものであります。

次に、4. 契約金額についてであります、2,996万4,000円となります。

次に、5. 契約の相手方についてであります、所在地は、大阪府大阪市中央区平野町1丁目5番11号、会社名は、株式会社インテリムジャパン、代表者は、代表取締役 鈴木達男となります。

次に、6. 契約年月日についてであります、令和2年5月8日となります。

この度は、議決をいただくことなく、契約を締結し、取得したことにつきましては、大変、重く受け止めております。この度は、大変申し訳ありませんでした。

今後、このようなことがないよう、財産の取得など、議会の議決を経るべき事項について、事務マニュアルの作成及び職員間におけるチェック体制の強化により、組織的な再発防止対策の徹底に努めてまいります。

以上、議案第53号 令和2年度マスクの取得について（追認）についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 宮崎委員。

宮崎委員　これ、使い捨てマスクということで、60万枚2,900、ざっと500円ぐらいするのかな1枚、50円か。このインテリムジャパンっていうところとやられたということで、これは前から契約されていたことはあるんですかね、それで随意契約しはったんかな。

委員長　加藤副町長。

副町長　当時、コロナ禍の中でご存知だとは思いますが、マスクの入手というのが、ほぼほぼなかなか難しい状況でございました。その中で国のコロナ対策の補助金を利用した形で、この使い捨てマスクを配布しようということで企画をさせていただいたんですけれども、町の関係する今まで取引のある事業者の中で様々あたってまいりましたけれども、この当時の単価といたしましても、だいたい50円から70円1枚当たりしておりました。その妥当な金額で調達できる事業者を探させていただいたところ、このなにせ枚数が60万枚という大量の枚数でしたので、この1社が調達を可能ということで、あたって確認させていただきましたので、こちらのほうで、随意契約をさせていただいたということでございます。

委員長　濱委員。

濱委員　この議案についてはね、追認を求めるということでね、今、再発しないようにというようなこともありましたけれども、当時、このマスクを各家庭についていうんですか、配布するにあたってね、とっても大変な状況の中であったことだと思います。確かにこうやってしっかりと後になっても追認ということであげていただきましたけれども、その当時のことを思ったらね、大変なご苦労をされたと思いました、ただ、それだけの意見ですけれどもね。

委員長　中川議長。

議 長 こういう財産の取得っていうのは議決いるということやけども、今、マスクと図書やな、他にはもうないのかな。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 端的に言ったらございません。例えば、自動車、消防ポンプ車というのは、動産ということで議会の議決を得るために、議案としてあげてたんですけども、消耗品が動産にあたらないという認識でおりましたんで、その関係で町に残る過去5年分の支出の方見ましたけども、700万以上の支出はございませんでしたので、これら以外はございません。

議 長 それとさっき北次長の説明にあったように、随契理由はコロナ禍で入札している暇がないと、そやから随契で、数も揃っているところと随契したということやけど、例えばこれ普通に議会の議決取らなあかんということわかってても、入札してたら配布するの遅れるやん。町長専決処分でええねやんな。そうするんやろな、たぶん。

総務部長 まったく議長さんがおっしゃるとおり、暇がなければ町長専決処分ということで専決処分をさせていただいて、次の議会に、議会の承認を得る形で出させていただきますというふうになるのかなというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

国保医療 これをもって、質疑を終結します。

課長 お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第５３号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第５７号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

議案第５７号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

今回の補正予算は、人事異動に伴います人件費所要額の補正と、保険財政安定化支援事業の確定に伴います国民健康保険事業費納付金の減額に関するもので、歳入歳出それぞれ、１，９６８万１千円を減額し、歳入歳出それぞれ、２億４８４万円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、ご説明申しあげます。

補正予算書の７ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに歳入でございします。

第５款 繰入金、第１項 他会計繰入金、第１目 一般会計繰入金でございします。人事異動に伴います人件費所要額で、１，０９６万５千円の減額、県に納付します令和６年度財政安定化支援事業分納付金の確定に伴います、その繰入金として８７１万６千円の減額、合計で１，９６８万１千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、９ページをお願いいたします。

まず、第１款 総務費、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費でございします。

歳入で申しあげました人件費所要額で、９３３万５千円の減額補正をお願い

するものであります。次に、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費で、人件費所要額で163万円の減額をお願いするものでございます。

最後に、第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明いたしました令和6年度財政安定化支援事業分納付金の確定に伴いまして、871万6千円の減額をお願いするものであります。

それでは1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

国保医療
課長

(予算総則朗読)

以上、議案第57号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議 長

こんだけ給与で減額の補正ということは、職員さんの数が減ったということであいの。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

人事異動によりまして、1名分は減額になっております。その部分が大きく変わったところでは。休職中でありますので、その分で減額しております。

議 長

そんなら職員さんの数は減ってないということで理解しといたらええのかな。

国保医療
課長

おっしゃる通りでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第57号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第58号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第58号 令和6年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正の内容につきましては、本年の人事異動による人件費の補正に伴う費用、介護給付費で介護サービス等諸費、高額サービス等費、特定入所者介護サービス等費、地域支援事業費で、介護予防・生活支援サービス事業費が当初見積りを上回ることに伴う負担金補助及び交付金の費用等、諸支出金で、所得更正による過年度の第1号被保険者保険料還付金の増額に伴う償還金利子及び割引料の費用の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,799万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,138万4千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページから8ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 介護給付費負担金で、介護給付費が当初見積りを上回ることから1,856万2千円の増額補正をお願いしております。次に、第2項 国庫補助金、第3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、人事異動に伴う人件費として44万1千円の減額補正をお願いしています。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金で、国庫負担金で申しあげました同様の理由により3,287万7千円の増額補正をお願いしております。

次に、第5款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 介護給付費負担金で、こちらの科目につきましても国庫負担金で申しあげました同様の理由により2,101万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第2項 県補助金、第1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、人事異動に伴う人件費として22万円の減額補正をお願いしております。

9ページにお移りいただきまして、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第1目 介護給付費繰入金で、国庫負担金で申しあげました同様の理由により1,522万1千円の増額補正をお願いしています。次に、第2目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で人事異動に伴う人件費として98万2千円の減額補正を、第3目 地域支援事業費繰入金（総合事業）で、介護予防・生活支援サービス事業費が当初見積りを上回ることに伴う費用として630万1千円の増額補正を、第4目 地域支援事業費繰入金（高齢者保健事業と介護予防の一体的事業）で人事異動等に伴う人件費として3万2千円の増額補正を、第5目 その他一般会計繰入金で、人事異動に伴う人件費として160万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で、介護給付費及び地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費が当初見積りを上回ることから3,403万1千円の増額補正をお願いしています。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

続いて、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました人事異動に伴う人件費で160万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第2款 介護給付費において、こちらも歳入で申しあげました介護給付費が当初見積りを上回ることから 第1項 介護サービス等諸費、第1目 介護サービス等諸費で1億1,177万4千円の増額補正を、第4項 高額サービス等費、第1目 高額サービス諸費で593万9千円の増額補正を、13ページから14ページにお移りいただきまして、第6項 特定入所者介護サービス等費、第1目 特定入所者介護サービス等費で405万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4款 地域支援事業費、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費においては、介護予防・生活支援サービス事業費が当初見積りを上回ることから754万1千円の増額補正を、第2目 介護予防ケアマネジメント費においては、人事異動に伴う人件費で4万5千円の減額補正を、また、第1目と同様の理由により負担金補助及び交付金で106万6千円の増額補正をお願いしております。次に、第2項 一般介護予防事業費、15ページにお移りいただきまして、第3項 包括的支援事業・任意事業費においては、人事異動等に伴う人件費について、それぞれの費目において補正予算を計上しております。次に、第4項 その他諸費、第1目 審査支払手数料においては、介護予防・生活支援サービス事業費にかかる手数料が当初見積りを上回ることから1万4千円の増額補正をお願いしております。

17ページから18ページにお移りいただきまして、次に、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、所得更正による過年度の第1号被保険者保険料還付金として33万9千円の増額補正をお願いしております。

次に、第6款 予備費、第1項 予備費で、今回の補正による財源の充用をお願いしております。

次に、サービス事業勘定の補正予算であります。

サービス事業費が当初見積りを上回ることに伴い、歳入歳出予算の総額に、

歳入歳出それぞれ１９８万２千円を増額し、歳入歳出それぞれ１，８９５万円とするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の２５ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第１款 サービス収入、第１項 予防給付費収入では、第１目 介護予防サービス計画費収入で、要支援者のケアプラン作成数増による介護予防サービス計画費収入の増加に伴い、１９８万２千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、２７ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算でございます。

第２款 サービス事業費、第１項 居宅サービス事業費では、歳入で申しあげました同様の理由により、第１目 居宅介護予防サービス事業費で１９８万２千円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、１ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

（ 予算総則書朗読 ）

福祉課長 以上、議案第５８号 令和６年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 １２ページの給料増額、職員手当増額、共済費増額って、退手組合の負担金だけ減額になるねんけど、これはどういうことか教えておいてもらえますか。

国保のほうは給与から共済費、退手組合も全部減額になってるねんけど、こ

の介護のほうは退手組合の負担金だけ減額になっている。これどういうことではないなるのか教えてもらえますか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 ただ今ご指摘の退手組合負担金の減額の件なんですけど、ここは全体として1名減になっております。退手組合負担金については、この科目で処理させていただいてますんで、1名大きく減になった分が減額の影響でここで減額になっているということでございます。

だからほかの科目というか、それぞれの人件費の科目ではなくて、退手組合の負担金はこの総務管理費の一般管理費一本で管理しておりますんで、総額で減額になっていると、その大きな原因は職員の途中退職1名がございましたんで、その影響で減額になったということでございます。以上です。

議長 そしたら国保の10ページやったら給与も減額、手当も減額、共済費も減額、退手組合も減額となっとるねんけどな、これと同じようにならへんねんな。その違いがわからへんねんけど。国保の10ページあるやろ、それは全部減額やねん、この介護の方だけ退手組合だけ減額で、他は増額やねん。これが理解でけへん。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時35分 再開)

委員長 再開します。 西巻総務部長。

総務部長 なぜ国保のほうの影響額が少ないのかと申しますと、これらにかかる影響がそれぞれの部分で少なかったから介護と比べて少ない、55万3千円となっているところでございます。以上です。

議 長 数字の影響額が少ないとかじゃなしに、聞いているのは、国保のほうは給与から全部減額で、退手組合も減額でなったるのは、介護の方とまた処理する項目がちゃうのかなと思ってんけどそうではない。

総務部長 人件費ですので、それぞれ処理する項目は一緒でございます。ただ、金額の高いもの低いものがございます、その中の影響で若干そういった形で影響額が大きくなったり小さくなったりすることはございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)陳情第2号 要望書についてを議題とします。

議会事務局長の説明を求めます。 福田議会事務局長。

議会事務 おはようございます。

局長 それでは、陳情第2号 要望書について、ご説明をさせていただきます。
まず、陳情文書表を朗読します。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 2枚目以降に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情の趣旨は、軽度・中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度に関して、制度対象者を示す説明文言の変更、購入助成対象項目の見直し、助成制度にある所得制限の撤廃などを奈良県へ要請されたいということです。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑またはご意見をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 奈良県が出してます補聴器の制度っていうのは、要望どおりで正しいんでしょうか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 補聴器購入助成制度について記載しております現状の内容につきましては、そのとおりであると担当課に確認しております。以上でございます。

齋藤委員 正しければ、陳情者の要望が否定することもないし、要望通り県にあげて叶えてやっていただければありがたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 齋藤委員がおっしゃったように、私もぜひともこれはあげていきたいなと思っております。この要望書の内容を今まで細かいところまでよく知らなかった部分も私はありまして、ちょっとびっくりするような対応を今されているということなのでね。しっかりとあげていって実現できたらいいなというふうに思っています。斑鳩町はお年寄りの補聴器についての部分は、県下はじめて導入してくださったというのは大変喜んでました。ですけど、お年寄りと違って子

どもさんがどんどん、要望書の中にもありますけども、大きくなっていくにしたがってね、次から次へと新しくまた大ききの違う大きな子ども用っていうか、そういったものを、保護者はそれを負担をしてきたというところではね、すごく大変なことをしてきたんだなというふうに思ってます。ぜひともこの要望書については提出したいなと思います。

委員長 ただ今、濱委員と齋藤委員のご意見伺いましたが。 横田委員。

横田委員 4つの要望ということなんですけど、4のところのですね、所得制限を撤廃するという文言があるんです、これがちょっと気になるんですけど、全体的には賛成ということです。

委員長 井上委員。

井上委員 私も横田委員がおっしゃるとおり、何点か気になる点はあるんですけども、希望されているということ、書面の緩和は必要であるという話のことで正直思います。また、同じような形で賛成で県のほうに要望していただければと思います。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 私も横田委員と同じ意見で、所得制限が設けられているというのがちょっと気になるんですけど、別に採択で結構です。

委員長 それでは陳情第2号については、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、賛成ということでありますので、当委員会として採択すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、当委員会として満場一致で、採択すべきものと決しました。

陳情第2号については、当委員会として採択すべきものと決しましたが、意見書については、発議方法などをどのようにするのか、委員皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。 濱委員。

濱委員

委員会発議でいいと違いますか。

委員長

今、濱委員から委員会発議ということでご意見いただきましたけれども、皆さんそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、意見書を作成し、当委員会の発議により提出するとのご意見ですので、意見書の内容についてとりまとめるために、暫時休憩いたします。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長

再開します。

委員皆さまのお手元にお配りしている、意見書案を提出すべきとし、当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出します。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事

者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

戸別収集モデル事業に係ります進捗状況等についてでございますが、現在、戸別収集モデル事業候補地域であります23自治会を訪問し、事業概要等の説明を行い、モデル事業への参加意向について確認を行っているところでございます。

訪問をいたしました多くの自治会においては、参加の意向を示していただいておりますが、自治会内でご相談をいただいているところもございまして、その返答を現在、お待ちしている状況でございます。

また、本年9月の当委員会におきまして、戸別収集モデル事業における生ごみの戸別で出される場合の方法といたしまして、生ごみを小袋に入れ、口を縛った状態で、カラスや猫等の被害防止のため、容器に収納して排出をいただくという形で説明をさせていただきましたが、町全域での戸別収集を考える中で、この小袋の購入費や、小袋に入った生ごみの堆肥化処理費などを精査する中、可燃ごみ処理費と比較いたしまして、コストメリットを得ることが難しい状況が想定されますことから、小袋による生ごみ排出から、バケツなどの容器による排出に変更をしたところでございます。

現在、当初想定をしておりました収集方法の変更もでございますことから、収集業者と協議調整を進めているところでございます。

最後に今後の予定でございますが、間もなく戸別収集モデル事業に参加いただける自治会も決定いたしますことから、年内にはモデル事業自治会区域内各世帯への事業周知チラシのポスティングを行いまして、年明けには、町広報紙等により、戸別収集モデル事業の実施について、周知を行って参りたいと考えているところでございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

齋藤委員。

齋藤委員　　今、生ごみについて小袋をやめてバケツに入れるという話がありましたけども、これは今使っているバケツを利用するということですか。それとも例えば可燃ごみと一緒にするという話もありましたけども、もっと大きなバケツを用意して、可燃ごみと生ごみを同じバケツの中に入れてするとか、なんかその辺のところは具体的になにか考えてますでしょうか。

委員長　　　東浦環境対策課長。

環境対策
課長　　　　バケツで出していただきますのは、生ごみを分別いただいた場合は、生ごみのバケツなどの容器に入れていただいて、戸別に出していただくか、もしくは生ごみの集積所、生ごみ分別収集モデル事業、今されている自治会は戸別で出していただくか、集積所の、生ごみ集積所に出していただくかという方法になると。

　　今、齋藤委員がおっしゃるのは、可燃ごみを入れるような容器のことをおっしゃったかなと思うんですけども、その容器は、生ごみを分別いただくことで可燃ごみを入れるバケツというのは、町といたしましては必要はないのかなと考えておりますので、もし必要と各ご家庭のほうでご判断される場合は、各ご家庭のほうでご用意いただいて、出していただくという形で考えているところでございます。

齋藤委員　　　生ごみのバケツありますけども、生ごみのバケツは今使っているバケツをそのまま使うということでしょうか、それとも新しいバケツを各家庭に配布するということでしょうか。

環境対策
課長　　　　今、町が考えておりますのは、まず生ごみ分別収集モデル事業を、現在実施されておられない中の戸別収集モデル事業に参加される自治会については、生ごみの分別バケツをお配りをしようと考えているところでございます。

　　現在、生ごみ分別収集モデル事業をされている自治会で、新たに今回の戸別

収集モデル事業にご参加いただく自治会については、例えば今使っておられるバケツが当初のお配りしているバケツが破損している場合は交換させていただいて、またこのバケツじゃないと町がお配りしたバケツじゃないと収集しないわけではございませんので、使い勝手のいい、もしくはご家庭でご利用いただいている容器等ございましたら、それで排出していただいても結構かというふうに考えているところでございます。

齋藤委員 わかりました、可燃ごみについては可燃ごみの袋にそのまま出すとカラスが来て食い散らしますんで、それに網をかけるとか、そういうのは個人でやってくださいということで理解しておいてよろしいでしょうか。

環境対策
課長 今、現在町といたしましては、戸別で出される場合、家の前で出される場合のカラス等の対策につきましては、各世帯のほうで対策を講じていただくように考えておるところでございます。

齋藤委員 わかりました、そうしましたら各家庭に大きなバケツを買ってきて、その中に生ごみの小さなバケツ、町で配布します小さなバケツを入れて、その上に可燃ごみを入れて蓋をしておいて出すというのはありでしょうか。

環境対策
課長 絶対だめとは申しないんですけども、収集の作業効率を考えますと生ごみは容器に入っておりますので、別で出していただいた方がありがたいというふうに考えております。

委員長 濱委員。

濱委員 今の齋藤委員の質問の中にもありましたけども、現在モデルっていうんですか、生ごみの収集の自治会、実施している自治会というのと、今度の23自治会にお願いしているということですけども、その中には今までに生ごみの分別に参加してなかった自治会もあるということをおっしゃったように思うんですけども、新しいやり方っていうのを全町に広げようというのが大きな目的

であるだと思っているんですけれども、今、生ごみを出しているのに、経験があるというかそういうところと、何もなくて生ごみも可燃物のところで出してはったというところではちょっと、差があると思うんです、住民の方にも。その辺のところでは十分にさせていただきたいなというのが思っているんですけれども。23のうちどのぐらいの率で現在のモデルの自治会でないところっていうのはあるんですか。数としては多いんですか。

環境対策課長 現在の戸別収集モデル事業をお願いしている自治会区域で約3割強ですね、生ごみ分別収集モデル事業をされておられない地域となっております。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 車が入れないようなところ、そういうところも戸別収集したいということで申し出たら回収する方は車は入れないですから、奥まで入って行って回収することなんでしょうか。それとも、それはできないからどこかにまとめてくださいということでやる方向なのか、教えてもらえませんか。

環境対策課長 現在の収集業者と協議する中で、できるだけ今後全町的にごみ収集進める中で、できるだけ戸別収集にいけるように車両体制を整えていきたいと、また車がどうしても入っていけない地域については、車が駐車できる場所に収集車を駐車いたしまして、徒歩等で回収を行う形で現在考えておるところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

（１）議案第５６号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第５６号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の９ページから１０ページをお願いいたします。

はじめに、第１５款 国庫支出金、第１項 国庫負担金では、第１目 民生費国庫負担金の、第２節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や、障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて４，６２０万円の増額、第４節 児童手当負担金で、受給者数が当初見積りを上回ることから、９７４万５千円の増額、第５節 医療対策費負担金で、未熟児養育医療費給付費が当初見積りを上回ることから、５８万７千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第２項 国庫補助金では、第１目 総務費国庫補助金の、第２節 戸籍住民基本台帳費補助金で、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されるにあたり、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知するための費用が補助対象となることから、３８７万３千円の増額、第２目 民生費国庫補助金の、第１節 児童福祉費補助金で、幼稚園型一時預かり事業委託料が当初見積りを上回ることから、６８万円の増額をお願いするものであります。

次に、第１６款 県支出金、第１項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、あわせて２，４５２万円の増額をお願いするものであります。

１１ページから１２ページをお願いいたします。

第２項 県補助金では、第２目 民生費県補助金の、第２節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が当初見積りを上回ることから、子ども医療費補助金１９９万４千円の増額、国庫補助金と同様の理由により、子ども・子育て支援交付金６８万円の増額、第３節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、６７万５千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

13 ページから 14 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

補正予算では、本年の人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

15 ページから 16 ページをお願いいたします。

主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。

はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、人件費の補正と、歳入で申しあげました戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されるにあたり、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知することに伴い、第11節 役務費で、114万8千円の増額、第12節 委託料で、272万5千円の増額をお願いするものであります。

17 ページから 18 ページをお願いいたします。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて1,968万1千円の減額をお願いするものであります。

第5目 医療対策費では、歳入で申しあげました子ども医療費の助成等が当初見積りを上回ることから、あわせて791万6千円の増額をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげました障害者の介護給付・訓練等給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて9,240万円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護給付費や地域支援事業費が当初見積りを上回ることに伴う繰出として、あわせて2,217万3千円の増額をお願いするものでございます。

19 ページから 20 ページをお願いいたします。

第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、電気料金の高騰等により、光熱水費199万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあ

げました幼稚園型一時預かり事業委託料が当初見積りを上回ることから、第12節 委託料で、204万円の増額をお願いするものであります。

第2目 保育園費では、第10節 需用費で、電気料金の高騰等により、光熱水費83万1千円の増額をお願いするものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。

第5目 児童手当支給事業費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました児童手当の受給者数が当初見積りを上回ることから、1,200万円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費では、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種委託料が当初見積りを上回ることから、1,382万6千円の増額をお願いするものであります。

第3目 母子衛生費では、精神保健相談について、事業所委託としたことなどから、会計年度任用職員給料など、あわせて312万5千円の減額をお願いするものであります。

第6目 火葬場費では、点検の結果、対応すべき保守等が必要となったことから、修繕料633万6千円の増額をお願いするものであります。

23ページから24ページをお願いいたします。

第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費で、戸別収集モデル事業の実施にあたり、第10節 需用費で、消耗品費208万5千円の増額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費についてであります。

第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費の戸籍振り仮名通知事業において、本年度末までの完了が見込めないことから、387万3千円の予算措置をお願いするものであります。

以上、議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

委員長 次に、(2)塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境対策課より、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求について、ご説明をさせていただきます。

本事案につきましては、本年3月の当委員会におきまして、事案についてご報告を申しあげ、委員会の2日後となります令和6年3月16日に有限会社マツヤ石油に対しまして、民法第566条に基づき、塵芥収集車2台に係ります修理代等43万7千8百円の損害賠償請求を行いました。

その後、令和6年3月21日に請求先であるマツヤ石油及び仕入先業者とも面会をいたしました。損害賠償請求に対して納得もされず、また、支払いの意思がないものと確認されましたことから、今後の対応について顧問弁護士等と協議を進めてきたところでございます。

そして、この度、顧問弁護士事務所の方から、内容証明郵便での最終督促という形で、マツヤ石油に対して通知することとし、現在、その手続きを進めているところであります。

この最終督促につきましては、通知後10日以内に損害賠償額を指定口座に振り込むよう明記しており、期限内に入金を確認できない場合には、法的措置を取る予定があることも申し添えております。

この最終督促に請求先であるマツヤ石油が応じない場合、法的措置であります訴訟となりますが、地方自治体が原告として訴訟を提起する場合、地方自治法第96条第1項に基づきます議会の議決が必要となりますことから、令和7年3月議会に訴えの提起について、また、訴訟に係ります費用について補正予算を上程させていただく予定でありますので、予め、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

	以上、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求についてのご報告とさせていただきます。
委員長	報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 宮崎委員。
宮崎委員	今の話ですとまだ請求してないということで、これから請求するんですかね、3月議会で議決するということは遅くないんですか。その辺がちょっと気になったんで。
委員長	東浦環境対策課長。
環境対策 課長	請求に関しましては、先ほどご説明させていただきましたが、本年3月16日に相手方に対して請求をさせていただきました。その後相手先の、当町の請求に対し納得もされずに支払いの意思がないということで、その後顧問弁護士とも協議を進めてきて、この状況になった次第でございます。 現在、顧問弁護士とも内容証明郵便の送付等に関する契約を締結いたしまして、まもなく顧問弁護士の方から、相手方に対して内容証明郵便が送付されるものと考えているところでございます。
宮崎委員	議会の専決処分とか、そういうのをしなくてもいいのかということを知っているねんけど。つくっているのはわかってるんですけどもね、それが弁護士さんと、いつ発送されるのかわかりませんが、3月の議会でそれを承認して、間に合うのかどうかというのを聞かせていただきたいんですけども。
環境対策 課長	発送いたしまして、10日後に支払いがない場合は、訴訟に移ってまいります。この訴訟につきましては、地方自治法第96条第1項に基づきます議会の議決が必要になってきますことから、専決事項では訴えをできないということで、最短の3月議会で進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

宮崎委員 3月しか無理やということやったら仕方ないですけども、弁護士さんにいつて年内に出さるのか、それか期日を決めて3月議会に調整して出さるのかそれが私らも理解でけへんで、ちょっと早めにやったほうがいいのか、それとも3月議会にあわせてやるんやったら、期間を10日以内と言ってはるから、それに合わせてされるのか、その辺を聞きたかったんですけどもね。

環境対策課長 本事案につきましては、これまでも顧問弁護士と細かい点まで協議をさせていただきまして、当町のスケジュール感、また弁護士さんのスケジュール感とあわせまして、3月議会で進めていくということで協議をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

宮崎委員 ということは、3月議会で構わないということで議会の方は理解しておいたらいんですかね。そういうふうにあわせて出すということで、期日も決めておられたんで、10日以内ということで、そんなら10日以内になかったら3月議会でそれを提出するというんか、裁判するんやろから、それで間に合うということで理解させてもらったらそれでいいですかね。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、担当課長申しあげましたとおり、訴訟を想定した準備、協議をさせていただいております。その中で今週かぐらいにはご通知を差しあげる形になると思いますけれども、それでいきますとだいたい期限が年内いっぱいいっぱいございますので、年明け以降にそういった納付がなされる確認がされなかった場合については、訴訟に向けて準備書面等もございますので、そのあたりの整理を含めまして、3月議会に上程させていただくのが妥当ということで、弁護士とも確認をさせていただいております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 中原福祉課長。

福祉課長 福祉課より1点、報告がございます。低所得世帯に対する給付金についてあります。

現在、国において調整が進められております、低所得世帯に対する給付金につきまして、国の補正予算が成立し、制度詳細が確定しましたら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療 国保医療課から1点報告がございます。

課長 令和6年度の第2回奈良県国民健康保険市町村連携会議が、令和6年12月4日に開催されまして、令和7年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定結果が示されたところであります。

令和7年度の仮算定におきましては、医療費推計、国等からの交付される財源見込などを勘案し算定された結果、その結果令和7年度の統一保険料率の改定を要しないということの報告がありましたので、ご報告を申し上げます。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時15分 閉会)